

本協定書（案）は、現時点において想定される基本的な内容を記載したものであり、認定計画提出者との協議により、記載内容を修正する予定です。

もとまるパークの管理運営に関する年度協定書（案）

本巢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に、もとまるパーク（以下「本公園」という。）の管理運営に関して締結したもとまるパークの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本公園の管理運営に関する年度協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 本協定は、本公園の管理運営業務（以下「本業務」という。）の年度ごとの業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和 年 4月1日から令和 年 3月31日まで（以下「年度協定期間」という。）とする。

（令和 年度の業務内容）

第3条 甲及び乙は、令和 年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（令和 年度の指定管理料）

第4条 甲は、年度協定期間の指定管理料として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。ただし、基本協定第36条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 甲が支払う指定管理料は、年 回払いとし、支払月及び支払額は、次のとおりとする。

支払月	支払額
4月	円（4月から9月までの6か月分）
10月	円（10月から3月までの6か月分）

3 年度協定期間中に消費税法の改正により消費税が改定された場合は、改定された月以降の役務に対する金額から改定後の消費税率により算出された金額に変更するものとする。

4 乙は、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

5 甲は、前項の規定により乙から適正な請求があった場合は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

6 第1項に定める指定管理料のうち、光熱水費については、300万円を基準額と

して、過不足を甲乙協議の上、精算するものとする。この場合の精算は、翌年度以降に行うものとする。

7 第1項に定める指定管理料のうち、修繕費については、100万円を基準額として、当該年度の修繕費の累計額を減じた額に余剰が生じる場合は、その差額を甲乙協議の上、精算するものとする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。なお、基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 本巢市文殊 324 番地
本巢市長 藤原 勉 印

乙 (住所)
(代表者) 印